

日本気象予報士会 千葉支部 規約

2008年1月26日 制定

2010年4月3日 改定

(名称)

第1条 本支部は、「日本気象予報士会千葉支部」(以下、本支部)と称する。

(目的)

第2条 本支部は、日本気象予報士会の、千葉県における窓口として、日本気象予報士会(以下「本会」とする。)の目的達成のために活動する。

(会員)

第3条 本支部の会員には、以下の種別を設ける。

- (1)正会員(所属会員) 千葉県に居住または国外在住会員で千葉県に国内本拠地を届出た本会の通常会員で申し出た者
 - (2)準会員(登録会員) 正会員以外の本会の通常会員で申し出た者
- 2 本支部は、前項の会員以外の者を、支部が行う活動に自由に参加させることができる。
 - 3 正会員は、本支部の範囲外に居住地を移転または国内本拠地を変更した場合、支部役員会に報告しなければならない。
 - 4 退会は本人の申し出、又は支部総会の議決による。
 - 5 会員は、毎年、引き続き本支部に所属する意思表示をしなければならない。

(総会)

第4条 本支部は、年に1回、定時支部総会を開き、以下の事項を議決する。

- (1)支部役員を選出
 - (2)年次活動報告および年間活動計画(いずれも会計に関する事項を含む)
 - (3)支部規約の制改定その他支部の基本的な重要事項
- 2 支部総会の議決権は、正会員のうち支部総会の議決権保有を希望する者1人に対し1票とする。
 - 3 前項の議決権保有希望は、総会に出席(代理人含む)または議長に委任することをもって示すものとし、当該希望をもって議決権を保有するものとする。
 - 4 前項の代理人に関する事項は、本会の総会議事運営細則の規定によるものとする。
 - 5 支部総会の議長は、出席会員の中から選出するものとする。
 - 6 支部総会に関する公告は、招集告知は、会報「てんきすと」、支部メーリングリスト(以下「ML」と略す)によって行うこととする。
 - 7 前各号のほか、本規約に規定がない部分は、本会の総会議事運営細則を準用する。

(役員)

第5条 本支部には、本会の支部運営細則の規定に基づき、以下の役員を置く。

- (1)支部長 1名

- (2)副支部長 1名
 - (3)連絡責任者 1名
 - (4)会計責任者 1名
 - (5)個人情報管理責任者 1名
 - (6)監査責任者 1名
 - (7)幹事 若干名
- 2 前項第1～6号の就任資格は、本支部の正会員とする。
 - 3 前項第7号の就任資格は、本支部の正会員および準会員とする。
 - 4 前項第7号に定める役職の職務は、支部役員会にて定めるものとする。
 - 5 本条の役員の任期は、選任された支部総会から次の定時支部総会までとする。ただし任期満了後も、新たな支部役員が選出されるまで、引き続きその職務を行うものとする。
 - 6 支部長は、本支部を代表して本支部を運営する。
 - 7 副支部長は、支部長の補佐および代行を担当する。
 - 8 連絡責任者は会員及び本会への諸連絡を担当する。
 - 9 会計責任者は会計を担当する。
 - 10 個人情報管理責任者は個人情報に関する法令並びに本会の個人情報保護方針に則り、個人情報の管理を担当する。
 - 11 監査責任者は本支部の運営を監査し、役員会及び総会において報告する。

(支部役員会)

第6条 支部役員会は、前条第1項第1～4及び第6の役職に就いている者で構成する。

- 2 支部役員会の議決は、正会員たる役員の過半数の出席を必要とし、当該出席者の過半数をもって、これを決するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、支部長が、会合の開催を経ずともMLで決を取れると判断をした案件については、MLにて議決を行うことができる。ただし、正会員たる支部役員の4分の1以上の異議があった場合は、ML議決を行うことはできない。
- 4 支部役員会は、支部総会で決定された年間活動計画に従い、支部の運営を行う。
- 5 支部役員会は、支部で個人情報を取扱う者を選任し、これを本会の個人情報保護を所管する常任理事に報告するとともに、選任の都度、支部会員に公表しなければならない。
- 6 支部役員会の開催、決定等に関する公告は、MLにおいて行うことができる。

(専門部会)

第7条 本支部は、支部役員会の決定において、本会の支部運営細則規定の分科会活動機関として、専門部会をおくことができる。

(活動経費)

第8条 支部の活動にかかる費用(講師謝礼を含め)については、活動参加者の受益者負担とする。

- 2 前項の参加費に余剰金が発生した場合は、本支部の別の活動にかかる費用に充てるものとする。

第9条 本規約に定めがない事項に関しては、本会の規則を準用する。(個人情報取扱)

第10条 何人たりとも、個人情報保護法その他関連法令、本会の個人情報関連規則を遵守しなければならない。

- 2 本支部において、前項に違反した事象が発生した場合、当該事象を認知した支部役員は、直ちに、本会の個人情報担当役員に報告しなければならない。
- 3 前項の場合、支部役員会の決定をもって、期間を定めて、個人情報を取扱わないものとするができる。ただし、罰則の適用は、これを絶対にしてはならない。
- 4 支部会員以外の個人情報を取得した場合、直ちにこれを、本支部の個人情報管理責任者を通じて、本会の個人情報担当役員に報告しなければならない。

以上